

定額給付金と子育て応援特別手当の支給概要

「定額給付金」並びに「子育て応援特別手当」の概要と、給付までの流れについてお知らせします。

定額給付金

◆住所と年齢の基準日

平成21年2月1日

◆給付対象者

- ① 住民基本台帳に記載されている方
- ② 外国人登録原票に登録されている方
(不法滞在者及び短期滞在者を除きます)

※受給者はその世帯の世帯主となります。

◆給付額

一人当たり1万2千円

※65歳以上の方と18歳以下の方には8千円を加算

◆申請方法

- ① 郵送申請方式
- ② 窓口申請方式
- ③ 窓口現金受領方式

◆給付方法

原則として、口座振込み

※現金給付は、銀行等に口座がなく、振込みが困難な方に限ります。

※定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

問合せ先▼企画政策課(内線559)

子育て応援特別手当

◆支給対象となる子ども

3歳以上18歳以下の子どもが2人以上おり、かつ、第2子以降が就学前3学年、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども(平成20年3月末において3歳から5歳の子ども)が支給対象になります。

◆支給額

支給対象児一人当たり3万6千円

◆支給先

支給対象となる子どもの属する世帯の世帯主
※申請・支給方法等は定額給付金と同じです。



問合せ先▼子ども福祉課(内線163)

申請書の送付から給付まで

